

星城大学同窓会会則

制 定 平成 23 年 6 月 11 日
改 定 令和 4 年 11 月 27 日

(名称)

第1条 本会は、星城大学同窓会と称する。

(事務所)

第2条 本会に、事業を円滑に行うため、事務所を置く。

2 事務所について必要な事項は、別に定める。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の連携によって会員の親睦、互助を図り、会員並びに母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総会、同窓会、役員会の開催
- (2) 会報、その他必要と認められる出版物の刊行
- (3) 同窓会名簿の作成と管理
- (4) その他本会が第3条の目的を達成するために必要と認めた事業

(会員)

第5条 本会は、次の会員で組織する。

- (1) 正会員 星城大学卒業生
名古屋明德短期大学卒業生
- (2) 準会員 星城大学在校生
本会の趣旨に賛同する個人
本会の趣旨に賛同する法人又は団体

2 入会規定およびその他、必要な事項については、別に定める。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 常任理事 50名以内
- (4) 監事 数名（うち1名は星城大学総務経理課長を含める）

(役員を選出)

第7条 会長、副会長、常任理事は、正会員より選出し、役員会にて承認する。

2 監事は総会にて承認する。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表して会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。

3 常任理事は、会に関する事項を審議し、会務を執行する。

4 監事は、会計およびその他の事務を監査する。

(任期)

第9条 会長、副会長、監事の任期は4年とする。ただし再任を妨げない。

2 任期途中で交代する場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談役)

第10条 本会に相談役を設置する。

2 相談役は、本学の学長、事務局長および各学部学部長に会長が委嘱する。

3 相談役は、関連する資料を必要時に閲覧することができる。また、定期的に資料を相談役に送付する。

(役員報酬)

第11条 役員に対し、日当および諸経費、役職手当を支払う。

2 金額については、別に定める。

(会議)

第12条 会議は、正会員による総会、役員による役員会とする。

2 会議は、会長が招集し議長は会長が委嘱する。

3 総会は年1回開催し、必要に応じ、臨時総会を開催できる。

4 総会は、事業計画、事業実績および予算決算についての報告、監事および会則の承認、その他必要な報告および承認を行う。

5 役員会は、随時開催し、本会の運営、執行にあたる。

6 本会の最高議決機関は、役員会とする。

(会議の議決)

第13条 総会は、出席者、委任した者および委任状による意思表示のない者の総数が正会員の半数以上をもって総会の成立とする。

2 総会における議決権の行使は、正会員を1票とする。

3 役員会は、出席者、委任した者の総数が監事を除く役員の半数以上をもって

役員会の成立とする。

4 会議の議決は、出席者過半数の賛成により成立し、可否同数の場合には議長
の決するところによる。

(運営)

第14条 本会の事業は、会費および寄附金、その他の収入をもって運営する。

(会費)

第15条 本会の会費は、卒業までに一定額を支払う。

2 会費について、必要な事項は別に定める。

(予算・決算)

第16条 本会の予算・決算は、事業計画・事業実績を基に各執行責任者が作成
し、役員会にて承認を得て、監事の監査を受け、総会にて会員に報告
する。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第18条 本会則の改廃は、役員会を経て、総会で承認を得なければならない。

(細則)

第19条 本会則に関わる運営細則、その他必要な事項については、役員会での
議決をもって別に定める。

2 細則の改廃は、役員会の承認を得なければならない。

附則 この会則は、平成23年6月11日より施行する。

この会則は、令和4年11月27日より施行する。